

レクリエーション施設利用補助制度のお知らせ

レクリエーション施設(ゴルフ場)の利用限度回数が年度3回に増えました!

施設区分	平成28年度まで	平成29年度より
ゴルフ場	指定施設の中から年度1回	指定施設の中から年度3回

レクリエーション施設利用券使用時の注意点

レクリエーション施設利用券は、組合員及び被扶養者(本組合から組合員証等を発行されている方)に限り利用可能です。その他の方には絶対に譲渡しないでください。

また、利用回数には制限があり、施設区分ごとに1年度内1人1回となっています。ただし、ゴルフ場、キャンプ場、映画館、日帰り温泉、ボルダリング施設及び鍼灸マッサージ施術所については、指定施設の中から1年度内1人3回を限度とします。

なお、利用資格のない方が利用した場合、または利用回数が制限を超えた場合は、補助金の返還請求を行うこととなりますので、利用についてはご注意願います。

1 利用資格者	利用日現在、組合員及び被扶養者である方 (本組合から組合員証等を発行されている方)	
2 利用回数制限 (1年度内)	利用施設区分	利用限度回数
	レジャー施設等	1施設につき1人1回
	潮干狩り場	指定施設の中から1人1回
	ゴルフ場・キャンプ場・映画館・日帰り温泉・ボルダリング・鍼灸マッサージ施術所	指定施設の中から1人3回

※利用可能な施設については、「共済事業のあらまし」又は共済組合ホームページ(最新情報)をご確認ください。利用券の裏面にある施設一覧については、最新のものとない場合がありますので、必ずご確認ください。